

社会福祉法人 ゆいまーる 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆいまーるの理事・監事並びに評議員の報酬等について定めるものとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第2条 理事が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1に基づきそれぞれの報酬を支払うことができるものとする。

(監事の報酬)

第3条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができるものとする。

2 監事が理事会及び評議員会に出席した以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができるものとする。

(役員勤務報酬)

第4条 理事が理事会及び評議員会に出席した以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、1年間3日以内で別表3により報酬を支払うことができるものとする。

(改正)

第5条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

1、平成29年 4月 1日より施行する

別表1（日額）

名 称	報 酬（※）
理事会出席報酬	10,000円
評議員会出席報酬	10,000円

※上記金額から源泉徴収税額による課税額を差し引いた額を報酬額とする

別表2（日額）

名 称	報 酬（※）
監事監査指導報酬	10,000円

※上記金額から源泉徴収税額による課税額を差し引いた額を報酬額とする

別表3（日額）

名 称	報 酬（※）
理事業務報酬	10,000円

※上記金額から源泉徴収税額による課税額を差し引いた額を報酬額とする